平成２６年（フ）第２６３号
静岡県袋井市袋井299番地、前住所兵庫県高砂市梅井４丁目10番４号
破産者　杉山　貴宏
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
静岡県袋井市袋井299番地、前住所兵庫県高砂市梅井４丁目10番４号
破産者　杉山かおり
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県芦屋市楠町12番15―106号
破産者　井原　正人
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６３号
広島県呉市西辰川２丁目９番33号
破産者　池田　信子
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第３２号
山口県岩国市青木町１丁目５番29号
破産者　吉田　　孝
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２３２号
高知市鷹匠町１丁目１番16号
破産者　森下　　浩
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第８４号
茨城県つくば市上横場2257番地14
破産者　皆川　泰助
1　決定年月日　平成27年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１１５７号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目５番21号　弁財ハイツ105号室
破産者　久保　博敏
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９７９号
愛知県津島市南門前町３丁目93番地８
破産者　伊藤　　忍
1　決定年月日　平成27年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２７２号
札幌市豊平区美園１条５丁目１番23―1101号
破産者　松本　　衛
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０９９号
札幌市白石区北郷１条３丁目４番12―206号
破産者　萱場　　司（旧姓原田）
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３３９号
札幌市白石区菊水元町３条５丁目２番22号　コーポ岩瀬201号
破産者　谷澤　健吾
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５４号
埼玉県坂戸市山田町13番34号
破産者　小室　英男
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３０１号
愛知県春日井市味美町２丁目202番地１、開始決定時の住所愛知県春日井市南花長町７番地１
破産者　石川　裕一
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６３５号
愛知県春日井市柏井町５丁目248番地　ファミール柏井203号、従前の住所愛知県春日井市篠木町５丁目2471番地１　ツインズⅠ202号
破産者　永山　郁恵（旧姓本部・川路）
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９２５号
名古屋市西区天塚町１丁目32番地の２　城北マンション407号、従前の住所名古屋市中川区春田３丁目132番地　ライオンズガーデン春田イースト504号
破産者　石川　雅也
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１１６号
名古屋市名東区照が丘210番地　ゆうゆう倶楽部藤が丘103号、従前の住所名古屋市東区新出来２丁目１番13号　ＭＯＮＯＬＩＴＨ305号
破産者　外山　一雄
法定代理人保佐人　今井　　彩
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３２号
名古屋市瑞穂区前田町２丁目12番地の２　レジデンスオクダ３Ａ号、従前の住所名古屋市東区砂田橋３丁目２番105―502号　大幸東団地
破産者　キャンディキャッスルこと　村田　絵麻
1　決定年月日　平成27年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部